

平成 32 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成 32 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者であつて、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 12 年川崎市教育委員会規則第 7 号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- （１）中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- （２）中学校を平成 32 年 3 月 31 日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- （３）学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第 95 条各号のいずれかに該当する者
- （４）施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を平成 32 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一 般 募 集	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成 32 年 1 月 28 日（火） から 1 月 30 日（木）まで	/
	定時制の課程 （二部制を除く。）		平成 32 年 3 月 3 日（火） 及び 3 月 4 日（水）

6 志願

（１）入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあつては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、及び定時制の課程（二部制）にあつては、同じ高等学校の他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、平成32年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科又は定時制の課程（二部制）をおく高等学校における前記6の（2）による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成32年2月4日（火） から 2月6日（木）まで	
定時制の課程（二部制を除く。）		平成32年3月5日（木） 及び 3月6日（金）

8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（平成32年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

- (2) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜におけるすべての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	平成 32 年 2 月 14 日 (金)	平成 32 年 2 月 17 日 (月) 及び 2 月 18 日 (火)	平成 32 年 2 月 14 日 (金) から 2 月 18 日 (火) まで
		合 格 発 表 の 期 日	
		平成 32 年 2 月 28 日 (金)	

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 (二部制を除く)	平成 32 年 3 月 12 日 (木)	平成 32 年 3 月 12 日 (木) 及び 3 月 13 日 (金)	平成 32 年 3 月 12 日 (木) 及び 3 月 13 日 (金)
		合 格 発 表 の 期 日	
		平成 32 年 3 月 18 日 (水)	

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成32年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成 32 年 3 月 3 日 (火) 及び 3 月 4 日 (水)
	定時制の課程（二部制を除く。）	平成 32 年 3 月 19 日 (木) 及び 3 月 23 日 (月)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志 願 変 更 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成 32 年 3 月 5 日 (木) 及び 3 月 6 日 (金)
	定時制の課程 (二部制を除く。)	平成 32 年 3 月 24 日 (火)

(4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程及び定時制の課程 (二部制) については、国語、数学、外国語 (英語) の 3 教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程 (二部制を除く。) については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査の期日	面接の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程 (二部制)	平成 32 年 3 月 10 日 (火)	同 左	平成 32 年 3 月 17 日 (火)
	定時制の課程 (二部制を除く。)		平成 32 年 3 月 25 日 (水)	平成 32 年 3 月 27 日 (金)

1 2 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

1 3 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

1 4 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。